県立大学法人制度等検討会議報告書

「県立大学の法人化について」

平成１５年１２月

県立大学法人制度等検討会議

（ 福 島 県 ）

目　　次

Ⅰ　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅲ　組織・業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

1．組織・業務の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

2．法人化後における組織・業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

Ⅳ　人事制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

1．人事制度の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

2．法人化後における人事制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

Ⅴ　目標・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

1．目標・評価の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

2．法人化後における目標・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

Ⅵ　財務会計制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

1．財務会計制度の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

2．法人化後における財務会計制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

Ⅶ　法人化後と現状の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

Ⅷ　法人化による効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

Ⅸ　県立大学の法人化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

Ⅰ　はじめに

「知」の時代と言われる２１世紀において、「知の創造と継承の拠点」である大学の責務が高まってきている。そのような中で、県立大学は、大学の自立性を拡大し、自らの権限と責任において優れた教育や研究を展開するとともに、県立の大学として更なる地域への貢献を果たすことにより、県民の期待に応える大学として更に飛躍することが求められている。

本会議は、県立大学に関して県の行政組織からは独立した「法人」としての運営について検討を行うことなどを目的として本年４月に発足した。法人制度の検討については、本会議の下に幹事会やプロジェクトチームを置き、関係部局と、福島県立医科大学、会津大学の担当者による実務レベルでの検討も進めてきた。同時に、会議のもう一つの目的である各県立大学の改革についても議題として取り上げ、その推進を図ってきたところである。

この間、「地方独立行政法人法」が７月に成立し、平成１６年４月からは地方公共団体においても、試験研究、大学の設置・管理、公営企業、あるいは社会福祉事業等を行う地方独立行政法人を設立することが可能となった。また、国立大学では、国立大学法人法の成立を受け、平成１６年４月からの法人化に向け、最終準備の段階を迎えている。

本報告書は、これまでの検討から、組織・業務、人事制度、目標・評価、財務会計制度の視点から現状と課題を整理するとともに、法人化によりどのような姿になるかを明らかにしながら、本会議における県立大学の法人化に関する基本的な考え方を取りまとめたものである。

Ⅱ　基本的な考え方

県立大学が果たすべき使命等については、それぞれの大学が持つ基本的な理念を踏まえて、平成１４年１月に設置した県立大学のあり方検討会においても「基本方針」として整理しているが（次ページ参照）、県立大学の法人化の検討に当たってはこれらをいかに実現させ得るかという点に十分留意する必要がある。

県立大学が果たすべき使命としては、知の創造を目指すという大学の普遍的使命を基盤として、県における人材育成の中核を担うこと、地域の医療・保健・福祉や産業に対する支援などの面で大切な役割を果たしていくことがあげられる。こうした使命は、それぞれの大学ごとに置かれている立場や条件によってかなり異なるものであり、時代や社会の要請によって変化すべきものである。特に情報や人材が流動化する現在にあっては、日本のみならず世界的な基準において傑出する教育・研究の遂行が、ひいては地域における人材の確保、地域貢献に繋がるというグローバルな視点が必要である。県立大学では、このような視点から、現在、そして将来に向けて期待されている使命について強く自覚し、その確実な実現を図るために、必要な改革を積極的に推進していかなくてはならない時期にきている。

県立大学において必要とされる改革に共通することは、それらの改革が教職員や学生の自由な発想や自らの計画が尊重されることによって、初めて真に実りある展開が見られるということであり、そのため、改革を推進する基盤となる、組織、人事、財務などの大学の運営面における裁量の拡大や、障害となっている規制等の緩和などを推進し、大学自らの考えや方針が生かせる柔軟な仕組みを創り上げることが必要とされている。

このようなことから、法人化に関する検討の視点としては、

①　大学の自主性・自律性を尊重し運営上の裁量を拡大していくこと、

②　県民や地域社会の意見を大学の運営に適切に反映させること、

③　積極的な情報公開により大学運営の実態や教育研究の実績に関する透明性を確保していくこと、

④　第三者機関の公正な評価等により大学のあり方に関する検証が恒常的に行われること、などが重要になると考えられる。

また、地域に支えられる県立大学であることを前提にしつつも、大学は、知の創造に貢献し、国際的な競争に勝ち抜くためには、グローバルな視点に立った研究と人材の育成も重要となる。さらに、大学に関する法人制度については、いわゆる他の「独立行政法人」とは異なった枠組みがとられていることには留意が必要であり、大学の法人化は、一般の独立行政法人制度の目的である行政機能のアウトソーシングや運営の効率性の向上といった行政改革の視点を踏まえつつも、教育研究の高度化、個性豊かな大学づくり、大学運営の活性化などを目指す「大学改革」推進する基盤となるものである。

県立大学のあり方検討会報告書（平成１５年３月）
「県民の期待に応える県立大学としてさらに飛躍するために」より

県立大学に求められるもの　～基本方針～

福島県によって設立された２つの県立大学は、２１世紀に飛躍する「ともにつくる美しいふくしま」の実現に向けて、県民が誇りうる高度な教育・研究活動を推進するとともに、県が推進する施策等とも連携を深め、地域社会の発展や県民生活の向上に貢献するという役割を十分に果たしていくことが必要である。また、福島県の県立大学としての特色を出し、地域に密着した県立大学としての存在意義をより明確にしていくためにも、次の三つの柱を基本方針としてあるべき姿の実現に向けた取り組みを進めていかなければならない。

○教育研究

「人づくりの中核としてより高度な教育と知の創造へ貢献する研究を実践する大学」

県民のニーズや社会変化に対応して、医療や情報、福祉など、それぞれの分野で地域を担う人材を育成するとともに、知の創造へ貢献し国際的な競争環境に勝ち抜くために研究のレベルを向上させ、本県の「人」づくりの中核機関としての役割を果たしていく。

○地域貢献

「くらしと産業を支える拠点として地域に貢献する大学」

県民へ適切な保健医療福祉サービスを提供するために、地域医療等との連携を強化し、県民の「くらし」を支える重要な機関としての役割を果たしていく。また、新しい産業の育成や研究開発機能を強化するために、産学官連携への積極的な取り組み等によって、本県の「産業」を支援する高度な知的機関としての役割も果たしていく。さらには、生涯学習や初等中等教育等に対しても積極的に支援をしていく。

○大学運営（上記の教育研究、地域貢献を実現するため。）

「厳しい競争環境を勝ち抜く力強い運営を進める大学」

大学と設置者の連携を深め、県民のニーズを反映できる運営システムの構築を図るとともに、県が進める新しい行財政改革大綱を踏まえ、急速に進みゆく大学改革の動きにも対応できるよう、より効率的で透明性がある力強い組織編成・運営を推進していく。

Ⅲ　組織・業務

１．組織・業務の現状と課題

現在の県立大学は、県の行政組織の１機関であることから、組織・業務の面において大学が有する権限は限定的であり、大学自身の意思決定が自己責任で完結しないため、自律的で個性的な大学運営には限界がある。

また、大学の内部組織の面では、大学の運営等に関するほとんどのことが教授会の議を経て決定される仕組みとなっていることから、意思決定に多大の時間を要し、学長や部局長のリーダーシップが制約されているとともに責任の所在が必ずしも明確ではない現状にある。

県立大学における組織は、県民のニーズを十分に反映させつつ、自由で活発な教育研究等を推進し、大学を取り巻く環境の急速な変化にも対応できるよう、戦略的でスピード感のある柔軟な活動が保証されるものであることが望ましい。また、これからは、教育実績や研究実績、地域貢献や財務状況など、多様な面で外部からのさらに厳しい評価を受けることになることから、効率的で透明性の高い組織・業務の構築を図っていく必要がある。

◇◇◇組織・業務における主な課題◇◇◇

①責任者がリーダーシップを発揮できる組織体制の確立と、重要事項に関する、より透明性の高い、迅速な意思決定の仕組みの構築

②教育、研究、運営等の適切な機能の分割・役割分担による組織力の強化と、教員と事務職員の連携強化・役割分担による教職員の専門性の向上

③学外者や専門家の参画などによる幅広い視野からの大学運営

２．法人化後における組織・業務

（１）基本事項

（法人・大学の構成、名称等）

国立大学法人は１法人で１大学を設置・管理するが、公立大学法人は１法人で複数の大学を設置・管理することもできる制度となっている。

福島県立医科大学と会津大学をそれぞれの法人が設置・管理する、あるいは一つの法人で福島県立医科大学と会津大学を設置・管理するというように、法人・大学の構成については選択をすることが可能である。法人と大学の関係がダイレクトになり、大学の目標計画等に即した運営・管理が可能で、移行時の混乱等も少ないと思われることから、それぞれの法人によって設置・管理をすることが望ましいと考えるが、今後、効率性の面からも十分に検討をしていく必要がある。また、会津大学短期大学部は、学校教育法上は個別の大学（短期大学）であるが、行政機関としては会津大学短期大学部は会津大学に含まれていることから、法人における短期大学部の位置付け等についても今後更に検討していく必要がある。

なお、法人の名称については、「公立大学法人○○○○大学」となるが、法人化をしたときの名称については、福島県立医科大学と会津大学それぞれの設置された歴史的背景にも十分配慮する必要がある。

（法人、大学の設立等）

法人の設置者は県、大学の設置者は法人となる。議会の議決を経て定款を定め、総務大臣・文部科学大臣の認可を受け、登記により法人は成立する。大学の附属図書館、附属病院、附置研究所等の教育研究施設については、大学に包括されるものとして位置付けられていることから一体的に取り扱う必要がある。

（根拠法）

地方独立行政法人法、関係政令等によるほか、所要事項を規定した条例、規則、学内規程等を制定することが必要となる。

（２）法人の組織等

（法人組織と大学組織）

法人が大学を設置・管理することになり、観念的には法人（経営）と大学（教学）は別になるが、経営と教学との円滑な合意形成へ配慮する必要があることから、法人組織と大学組織については一体的に考えていくことが適当である。また、公目的のための県による大学への関与や従来からの県立大学の運営の実態なども総合的に考慮し、効率的・効果的な大学運営が実現できる「法人・大学」組織を構築する必要がある。

法人化後の運営組織（１法人１大学で理事長が学長となる場合）

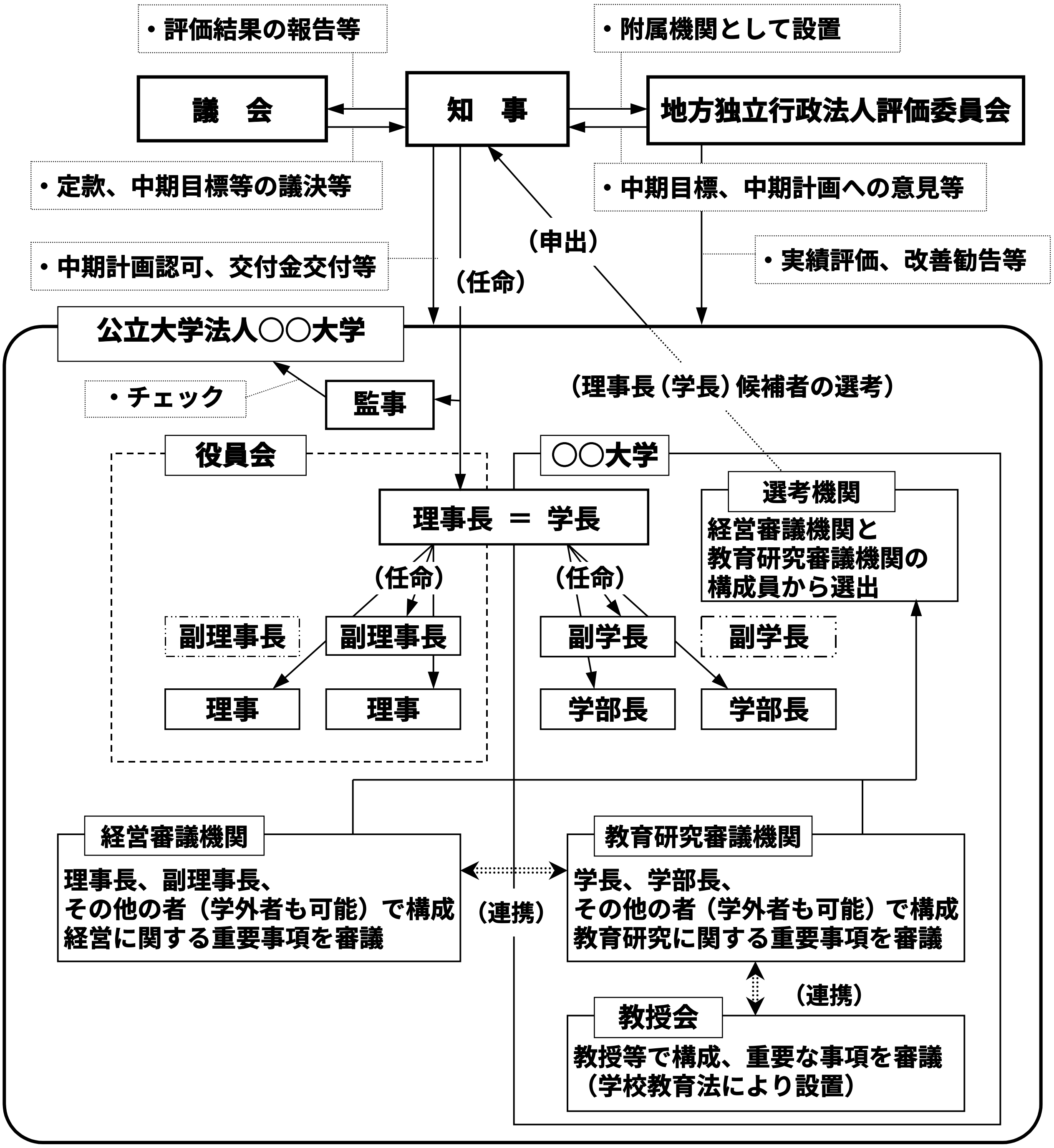

（役　員　等）

法人の役員としては、法令上、「理事長」、「副理事長」、「理事」、「監事」を置くこととなる。その数や構成については、大学の組織や、学部・研究科等の規模、職員数などを勘案して適正に定めることが必要である。

理事長は、法人の最高責任者として、強いリーダーシップと経営手腕を発揮し、最終的な意思決定を行うことになるが、各役員に関しては以下の点等について留意することが必要である。

区　分	留　　意　　点　　等
理事長	国立大学法人の場合は理事長＝学長となるが、公立大学法人の場合は理事長と学長を別にすることが可能。法人・大学の一体的な運営等からは理事長＝学長の方向が望ましいと考えられる。なお、理事長が適切に意思決定・業務遂行をするための支援体制の強化について検討する必要がある。
副理事長	定款で置かないことも可能。副理事長は、理事長を補佐し、業務の一部を分担することとなるが、大学運営の重要テーマ等に応じて担当の副理事長を配置するなど、効果的に配置することが必要である。
理事	学内からにとどまらず、広く学外からも大学運営に高い見識を有する者や各分野の専門家を登用することが必要と思われる。
監事	大学における教育研究の特殊性に配慮した登用について検討する必要がある。

なお、意思決定プロセスの透明性の確保、役員間の適切な責任分担による一体的な運営、さらに適正な意思決定の担保といった観点から、大学運営上の特に重要な案件の意思決定に関しては、役員によるチェック機能の導入として「役員会」の設置を検討することが必要と思われる。

（審議機関、学長選考機関）

法人には、主に経営に関する重要事項を審議する機関（「経営審議機関」）を設けることとなる。経営審議機関は、理事長、副理事長の他、大学の経営に関する学外の有識者等で構成され、主に財務会計（予算、決算、財産処分等）、組織編成、職員配置、給与、役員報酬など経営面に関する重要事項や方針などを取り扱うこととなる。

大学には、主に教育研究に関する重要事項を審議する機関（「教育研究審議機関」）を設けることとなる。教育研究審議機関は、学長、学部長の他、大学の教育研究に関する学内の代表者等で構成され、主に教育課程、教育研究組織、教員人事、学生の身分など教学面に関する重要事項や方針などを取り扱うこととなる。

経営審議機関と教育研究審議機関のメンバーには、法令に定めるものの他に学外者の参画を図るとともに、迅速な意思決定の観点から、可能な限り柔軟な運営を行う方法について検討すべきである。

また、大学には、経営審議機関と教育研究審議機関を構成する者の中から選出された者により構成される学長選考機関を設け、そこで学長の選考を行うこととなる。

なお、各審議機関と学長選考機関の所掌事務の詳細については、教授会や役員会との機能分担に配慮して十分に検討することが必要である。

（地方独立行政法人評価委員会）

県の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を設置する。その役割は、法人の目標・計画や評価を担う機関であり、大学に関する有識者の参加が望ましい。委員会の組織等についても他の地方独立行政法人とは区別した公立大学法人専門の部会等を設置するなど、大学の特殊性に対応できる組織とする必要がある。

（事務系の組織（事務局））

事務系の組織については、従来の事務処理や教員の教育研究活動の支援業務に加えて、教員との連携強化によって大学運営の企画立案等に積極的に参画し、大学運営の専門集団としての機能を発揮すべきである。

そのため、事務職員等のうち大学運営に高い見識を有する者の役員への登用や、事務職員と教員という区分にとらわれない職種の設定等も検討する必要がある。また、事務系の組織にも、学外の幅広い分野から専門家を登用し、諸機能の強化を推進することが適当である。

また、戦略的・効率的な運営を可能とする組織体制を検討する必要がある。

（教育研究組織等）

学部等の運営については、学部長等の権限と責任を明確にし、機動的な運営の実現を図るとともに、既存の大学組織について見直しを行い、各教員の権限、責任についても改めて整理することで、人的資源を有効に活用し得る体制としていく必要がある。なお、大学の内部組織については原則として学長の裁量に委ねられるが、特に県としての政策的判断や相当の予算措置を要するような大規模な教育研究組織の設置等については、当該大学の業務の確実な実施を担保するとともに公費の支出の積算根拠を明示する観点から、あらかじめ中期計画に記載することが適当と考えられる。

（内部監査機能の充実等）

大学運営の自主性・自律性が拡大することを踏まえ、財務面だけではなく、服務の面などでも自己規律、自己責任を確立することが求められる。このため、法令等に基づく監査の仕組みの他に、法人内部における監査機能の充実を図るため、内部監査体制の充実について検討すべきである。また、非公務員化などの人事制度の弾力化により産学官連携などの諸活動を活性化していくためには、公立大学法人としての公共性等を考慮した兼業のためのルールや責務相反・利益相反のためのルールなどを整備・確立することが必要である。

（３）法人の業務等

（業務の範囲等）

法人の業務については、「大学の設置及び管理を行うこと」と「その業務に附帯する業務を行うこと」と規定されている。一方、県立大学における業務の具体例としては以下のものが考えられる。大学としての目的を達成するために必要な法人の業務は、各大学の自主的な判断によりできる限り広範に展開できるようにすることが適当であり、定款や業務方法書等への規定の方法なども含め、今後更に検討を進める必要がある。

①教育及び研究
②入学者選抜、学位授与、学生の厚生指導、公開講座・研究会・講演会等の開催、広報誌の発行など
③特許の取得・管理、教育研究費の助成、学術図書の刊行・頒布・援助、奨学金の支給、研究成果の民間への移転事業など
④高度先進医療の実施、地域医療機関との連携、看護の質の向上、医師の研修など
⑤その他、法人化に伴い大学の業務として実施できるものなど

（収入を伴う事業等）

法人化後においては、外部資金等の獲得も容易になると予想され、積極的な外部資金の活用が望まれる。また、収入を伴う事業についても大学の収入増加につながるものとして期待されるが、公立大学法人は独立採算制を前提としないことや法人化後もその公共性は変わらないことなどを十分に考慮した上で事業を実施することが必要である。

なお、大学で生じた特許等に関しては、発明者への十分な対価の還元に留意しつつ、法人に帰属することを原則とするなどの方策について検討することが必要である。

Ⅳ　人事制度

１．人事制度の現状と課題

現在、医科大学及び会津大学は、学校教育法、教育公務員特例法等の規定により、大学の重要な事項については評議会又は教授会の議を経なければならず、意思決定に時間を要することや、また、県の行政組織の一部であることから、大学が有する権限が限定的である。

そのため、大学に必要な人材をタイムリーに採用し、教職員の業績を給与等に反映させる成果主義型の給与を独自に創設するなど、弾力的な人事制度の運用が望めない状況にある。

（1）身分

教職員は、地方公務員法、教育公務員特例法等が適用され、県の条例・規則において、公務員としての身分が規定されている。

ただし、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することが求められ、労働三権のうち争議権は認められていない。

（2）任用・選考

教職員の任用については、職員の任用に関する規則、教育公務員特例法等により規定されている。教員については、学内選考に基づく学長の申出により知事が任用しており、また、教員以外の事務職、技術職等の職員については、競争試験又は選考を実施し、知事が任用している。

よって、教員選考における大学の自律性は確保されているものの、任用については、県の人事制度としての制約を受けている。また、大学による職員の独自採用はできず、その受入も、県の人事異動によらざるを得ない。

（3）給与

教職員の給与は、職員の給与に関する条例等により基準が定められ、それに基づき給与が支給されている。また、給料表の妥当性については、毎年１回以上人事委員会の勧告が実施されている。

よって、一律に給料表が適用されていることから、教職員の個々の業績を給与に反映させることは難しくなっている。

（4）服務・勤務時間

教職員の服務は、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務などの地方公務員法第３章６節のほか福島県職員服務規程等により規定されており、その服務の遵守が義務付けられている。

また、勤務時間についても、福島県の休日を定める条例、福島県の執務時間を定める規則、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等により勤務時間が割り振られており、その勤務時間の労働が義務付けられているため、兼業、兼職等については、一定の制約を受けている。

（5）福利厚生・研修

教職員の福利厚生については、地方公務員法に規定されており、福島県職員安全衛生管理規程に基づく健康診断等の健康管理事業の対象となるほか、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員となっている。

また、教職員の研修については、地方公務員法及び教育公務員特例法において研修機会の付与が義務づけられており、福島県職員研修規程、学内規程等に基づく研修が行われている。

（6）定員管理

県全体の適正な定員管理のため、福島県職員定数条例に基づき、大学の教職員を含む定員の管理が行われている。なお、条例上、両大学の学長及び教員の定数は、職員と別に定められている。

◇◇◇人事制度における主な課題◇◇◇

①機動的・弾力的な教職員採用・人員配置の実現及び大学管理にあたる職員の専門的能力の向上

②兼職・兼業の規制緩和及びフレックスタイム制など多様な勤務形態の導入による教職員の多彩な活動の推進

③教職員の業績等を適切に評価するシステム及びインセンティブの付与につながる業績給与制度の構築

２．法人化後における人事制度

医科大学・会津大学の法人化後の人事制度は、①大学の基本理念・目標に応じた教職員の多彩な活動を可能とする人事システムの弾力化、②業績に対する厳正な評価システムの導入とインセンティブの付与、③国際競争に対応し得る人材確保のため柔軟な教職員採用という視点から検討すべきである。

（１）身分

大学の設置・管理業務は特定地方独立行政法人（地方公務員法適用）の適用除外となるため、教職員は病院等の附属機関を含めて非公務員となる。このことから、教職員の休職、解雇、退職等の勤務条件について、労働基準法により、新たに就業規則等で定める必要がある。

また、労働組合法が全面的に適用される。

（２）任用・選考

教職員の任用については、地方公務員法、教育公務員特例法、外国教員任用法等にとらわれない大学の人事戦略に基づく柔軟な任用が可能となり、また、教職員の任命は理事長（学長）が行うこととなる。

なお、教職員の任用に当たっては、教育研究審議機関等による審議を経て、全学的な方針や計画に基づきつつ、適切な選考基準を設ける必要がある。

また、多様な教職員人事を可能とする条件整備に向けた検討を行うとともに、学長･教職員の選考の透明性を確保するために外部意見を聴取するなど、より総合的な判断を可能とする仕組みを検討する必要がある。

（３）報酬・給与

大学は、県の報酬、給与体系にとらわれないインセンティブのある報酬や給与基準をつくることが可能となる。ただし、運営交付金の多くを占める人件費は、県の財政支出により支えられていることや人事交流等の観点から、大学の業務実績や国、県、他大学法人の状況等を考慮しつつ、適正な報酬、給与体系を構築する必要がある。

また、役員の報酬の支給基準、教職員の給与支給基準については、設立団体の長（知事）に届出・公表する。

なお、インセンティブのある報酬や給与基準を創設するに際しては、教員のみならず、事務職員、技術・医療職員等も含めて、その職務に対する積極的な努力と実績が適正に評価されるような人事評価体制を確立する必要がある。

（４）服務・勤務時間

教職員の服務については、大学の適正な業務運営を確保する観点から、適切な服務規律を定める必要がある。

勤務時間については、教育研究に従事する教員、技術・医療職員等の職務の特殊性に配慮した、多様な勤務形態と弾力的な勤務時間管理を行うことが必要である。

また、地域貢献の観点から、兼職・兼業の緩和等が考えられるが、兼職・兼業が教職員の本務に支障が生じることがないよう、ガイドラインを設けるなどの措置を取ることが必要である。

（５）福利厚生・研修

教職員の安全衛生管理については、大学自らが安全衛生管理規程を定めて、教職員の安全の確保と健康増進に努めなければならない。

地方公務員等共済組合法については、法人化後も引き続き適用となるため、共済組合員としての身分の継続に係る手続きを行う必要がある。

その他、社会保険、災害補償など法律で規定される事項のほか、職員相談などの法定外福利厚生制度の創設についても検討が必要である。

また、法人化後も引き続き、高度な教育研究、戦略的な大学運営を行っていくためには、教職員の資質の向上が不可欠であり、大学独自の研修制度を創設する必要がある。

（６）人員管理

教育研究の質を高める上で、多くの優秀な人材を登用することは必要であるが、教職員の人員については、教育研究内容を踏まえた教員数の適正規模や運営費における人件費の割合等を考慮しつつ、中長期的な展望に立った人員計画を立て、大学自らが人員の適正管理を行う必要がある。

（７）専門職員の採用・育成等

法人化後は、機動的・弾力的な財務運営、人事管理が可能となるが、大学の管理運営に当たる職員についても、法人会計、知的所有権管理などの多くの業務において、高度な専門性が求められる。したがって、大学（法人）独自に専門職員の採用・育成を行っていく必要がある。

また、円滑な業務移行が求められる法人設立時や、その後において、県の業務との密接な関連性や人的援助の必要性等の観点から、県から大学（法人）へ職員を派遣する必要がある場合には、公益法人等派遣法に基づく職員の派遣が可能であるが、派遣に当たっては、大学（法人）の自律性の確保に配慮する必要がある。

さらに、中長期的な見通しに立って、教員の大学間交流、職員の県の機関との交流などを可能とする弾力的な人事交流のあり方についても、検討を進める必要がある。

Ⅴ　目標・評価

１．目標・評価の現状と課題

今日、県立大学は教育研究水準の向上を図り、地域を担う人材の育成やくらし・産業を支える機関としての社会的使命を達成するため、短期計画の策定や自己点検・評価、外部評価等の取り組みを行っている。しかし、今後、より一層教育研究活動を推進するとともに、地域社会の期待に応えるためには、中長期的な目標・計画の設定や大学の運営全体を評価する第三者評価システムの構築・運用等により、大学運営の改善・発展を図ることが求められる。

（１）目標

各県立大学とも基本理念を達成するための具体的な目標が明らかでない現状にあることから、県立大学は基本理念を踏まえた具体的な目標の設定が求められる。

（２）計画

今年３月、県立大学のあり方検討会が取りまとめた報告書において、教育研究に関すること、地域貢献に関すること、大学運営に関することの３つに分けて、県立大学が今後１、２年間に取り組む主な内容が示されている。

特に、県立医科大学においては、「福島県立医科大学改革プラン」を平成１５年１月策定し、大学院医学研究科の再編整備を行うなど、改革プログラムのうち可能なものを平成１５年度から実施していくこととしている。

しかし、各県立大学は、大学本来の目標を達成するための将来にわたる具体的な計画を策定しておらず、今後教育研究や地域貢献を一層推進していくためには、中期的なスパンでの計画を策定することが求められる。

（３）評価

県が長期総合計画「うつくしま２１」に掲げる施策目標を達成するために実施している事業評価のほか、県立大学では教育研究活動等の活性化を図るため、自己点検・評価や外部評価等を実施している。

県立医科大学では、平成７年度（全学対象）、平成１３年度（特定課題対象）、平成１４年度（全学対象）に自己点検・評価を行っており、平成１５年度は学外有識者による外部評価を予定している。

また、会津大学では、平成７年度から学生による授業評価を実施している

ほか、平成１１年度に自己点検・評価を実施している。同大学短期大学部でも、平成８年度、平成１３年度に自己点検・評価を実施し、本年度は学生による授業評価などの自己点検・評価を予定している。

今後、教育研究の質の向上に係る評価のほか、大学経営の観点から、大学運営に係る評価システムの構築により大学の理念・目標の実現を図ることが求められる。

（４）情報公開

各県立大学は教育研究の成果等を公開講座などにより地域社会に発信しているものの、大学運営等に関する情報については地域社会に十分発信されていない現状にある。県立大学の経営資源の多くは、県民の税金によりまかなわれていることから、より一層情報の発信により地域社会に対する説明責任を果たしていく必要がある。

◇◇◇目標・評価における主な課題◇◇◇

①目標・計画設定による取り組むべき事項の明確化

②大学が持つ教育研究の使命等に則した評価システムの構築とその評価による教育研究の質の向上と大学運営の改善

③大学運営に係る情報公開等による説明責任の確保

２．法人化後における目標・評価

法人化後における目標・計画、評価は、①明確な理念・目標の設定による大学の個性の伸張、②第三者評価による教育研究の質の向上と競争的環境の醸成、③目標、評価結果等の情報公開による説明責任の確保を図るという視点から検討すべきである。

（１）目標・計画

（目標・計画のしくみ）

地方独立行政法人法により、設立団体の長（知事）が公立大学法人や地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経た上、中期目標（期間：６年）を定め、公立大学法人は中期目標に基づき中期計画（期間：６年）を立て、設立団体の長（知事）から認可を受けることとなっている。また、公立大学法人は、毎事業年度開始前に年度計画を設立団体の長（知事）に届け出なければならない。こうした目標・計画の設定により、県立医科大学では、より高度な教育研究、診療が可能となる環境を、また会津大学では、企業等との共同研究がしやすい環境を醸成することができる。

（目標・計画の基本的性格）

中期目標は法人が中期計画を策定する際の指針となるとともに、法人の業務実績を評価する際の主な基準になるという性格を有する。また、中期計画は中期目標を達成するための具体的な計画であり、運営費交付金等について予算化する際の基礎となるとともに、中期目標達成度を評価する際の指標となる性格を有する。さらに、年度計画は中期計画を達成するための単年度の具体的な計画であり、単年度における中期計画達成状況を評価する際の指標になるという性格を有する。

（目標・計画を策定する上で留意すべき点）

設立団体の長（知事）が中期目標を定めるに際しては、法人が作成する中期計画・年度計画と密接に関連することから、法人の意見に十分配慮する必要がある。

また、県立大学は、グローバルなレベルの人材育成のための教育と知の創造に貢献するという大学の普遍的使命と、健康なくらしと産業を支える知的、人的側面での拠点としての地域貢献の使命とを併せ持っている。このことから、設立団体の長（知事）は中期目標を設定するにあたり、有為な人材の育

成、世界レベルの研究の推進、地域医療への貢献、産学官連携による地域貢献などの大学の使命を果たすための目標設定を行う必要がある。また、法人も中期計画・年度計画を策定するにあたっては、大学の個性や特徴を活かした地域貢献の明示に努める必要がある。

＊　中期目標

法人が６年間に達成すべき業務運営に関する目標を指す。記載事項は次のとおりである。

①中期目標の期間
②教育研究の質の向上に関する事項（地方独立行政法人法における「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に該当）
③業務運営の改善及び効率化に関する事項
④財務内容の改善に関する事項
⑤組織・運営、教育・研究についての自己点検・評価及び当該情報の提供に関する事項
⑥その他業務運営に関する重要事項

＊　中期計画

法人が、中期目標を達成するため作成する６年間の計画を指す。記載事項は次のとおりである。

①教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（地方独立行政法人法における「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」に該当）
②業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
③予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
④短期借入金の限度額
⑤重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
⑥剰余金の使途
⑦その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

（２）評価

（評価のしくみ）

地方独立行政法人法における評価は、地方独立行政法人評価委員会が公立大学法人の業務実績について客観的に評価し、法人の使命達成に資するため、公立大学法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行うという第三者評価の仕組みを導入している。

評価を大別すると、中期目標期間の各事業年度終了後に実施される業務実績評価（以下「年度業績評価」という。）と中期目標終了後に実施される業務実績評価（以下「中期目標業績評価」という。）に分けられ、特に中期目標業績評価は、教育研究について、認証評価機関の評価を踏まえ評価されることとなる。これらの評価により、教育研究の質の向上、大学運営の改善及び地域貢献の推進などが期待できる。

（評価の基本的性格）

地方独立行政法人評価委員会が行う年度業績評価は、当該事業年度における中期計画の実績について総合的な評価がなされるものである。その評価された事項について、法人にあっては、中期計画達成に向けた業務の改善や次年度以降の計画を策定するに当たって考慮すべきものであり、設立団体の長（知事）にとっては、法人の中期計画の執行状況を把握するためのものとなるものである。

また、中期目標業績評価は、中期目標の達成状況を調査し、中期目標期間における法人の業務全体の総合的な評価が行われるものである。法人にあっては、教育研究や大学運営の改善点を把握し、次期中期目標、中期計画を検討するためのものとなるものとなり、設立団体の長（知事）にとっては、法人を継続させる必要性、組織のあり方、運営費交付金の見直しなど所要の措置を講ずるために考慮すべきものである。

（評価を行う上で留意すべき点）

教育研究の評価は、基本理念・教育目標の異なる大学や教育課程を一律の基準で評価できないこと、また専門分野によっては短期的視点によっては評価し得ないものもあるなど、計量的・外形的な基準のみでは評価ができないことから、地方独立行政法人評価委員会が行う評価の客観性を担保するために、評価基準・評価方法について十分検討を行うとともに、法人化後においても引き続き調査研究を行う必要がある。

特に、地方独立行政法人評価委員会の設置に当たっては、各県立大学の教

育研究を始め、地域医療への支援や産学連携など多面的な評価を行うことから、社会・経済・文化等の幅広い分野から委員を選定するとともに、医学、看護学、コンピュータ理工学などの専門分野や短期大学の特性などに配慮した専門ごとの部会設置などの工夫が望ましい。

また、評価結果については、教育研究の質の向上や大学運営の改善に資するとともに、次期中期目標・中期計画、運営費交付金等に適切に反映するよう評価結果の活用方法について充分検討を行う必要がある。

＊　地方独立行政法人評価委員会

設立団体の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会が設置される。所掌事務は次のとおりである。

①地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること

②その他この法律又は条例によりその権限に属された事項を処理すること

（３）情報公開

地方独立行政法人法は、公立大学法人の業務運営の透明性を確保するため、中期目標・中期計画・年度計画、評価結果の公表や財務諸表等の公告を義務付けている。

それらの公表・公告等に当たっては、インターネットなど多くの媒体により情報発信し、地域社会に対する説明責任を果たすことが望まれる。

また、法人は、地域に開かれた大学として地方独立行政法人法により法定されている中期計画、年度計画、財務諸表等のほか、研究課題などを利用者の立場に立った分かりやすい内容により広く地域社会に積極的に提供していくことが求められる。

ただし、情報の公開に当たっては、個人情報保護の観点から運用基準の設定など適切な措置を講ずる必要がある。

Ⅵ　財務会計制度

１．財務会計制度の現状と課題

県立大学は、県の財務会計制度上で運営されていることから、財務事務の法規準拠性は保持されている反面、事業間の流用、年度を超えた繰り越しなどが制限され、弾力性に欠けるものとなっている。これからの県立大学における財務会計制度は、大学を取り巻く環境の変化に対応していくために迅速性、柔軟性、効率性を兼ね備えたものであることが望ましい。そのためには、官庁会計の事前予算統制から事後評価を重視した企業会計原則に転換を図り、迅速性・柔軟性に富んだ運営を可能とし、さらに民間の経営管理手法に切り替えることにより効率的な執行を実現できるような制度の構築が必要である。また、大学の財務状況については、現在県の財政の一部としてのみ公表されているだけで、大学の運営内容を県民に対し十分に説明しているとは言えない。会計制度を弾力的・効率的・迅速な執行制度へ移行するにあたっては、透明性の確保された公開制度もあわせて構築する必要がある。

◇◇◇財務会計制度における主な課題◇◇◇

①より効率的で柔軟な経費の執行

②コスト感覚の醸成と経営上の課題分析が可能となる仕組みの構築

③財務状況に関する適切な情報公開

２．法人化後における財務会計制度

（企業会計原則）

①企業会計原則

法人化後の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとなる。会計制度の構築に当たっては、各大学の業務内容の特性を適切に考慮する必要がある。

②財務報告等

法人化後の業務は、公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることから、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めるとともに、その業務の内容を公表しなければならないとされている。財務諸表（賃借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書)、事業報告書及び決算報告書については、監事による監査を受けた（資本金の規模に応じ、会計監査人の監査も受けなければならない）後、公告することを義務付けられており、運営の透明性が確保される。

③財務会計システム構築

法人化後は、企業会計原則に則した複式簿記が導入されることになり、そのための会計システムの構築が必要不可欠である。その際、官庁会計からの転換であること及び各大学の組織形態の違いを考慮に入れて、スムーズに移行できるように配慮する必要がある。

（財産的基礎等）

公立大学法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。また県は、当該法人にその資本金の額の２分の１以上に相当する資金その他の土地・建物等の財産を出資しなければならない。資本金の検討にあたっては、法人の資本としての意味合いから出資を考えるにとどまらず、大学の施設使用の自由度を高める観点からも財産の取扱を考える。さらに、他の地方公共団体からの出資も可能であるので当該法人の資本力を高める上でも積極的に受け入れる体制を整える必要がある。

（県の財源措置）

県は、予算の範囲内において、公立大学法人に対して、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。公立大学法人は、独立採算を前提とした組織ではなく、また業務を確実に遂行させなければならないことから、法人化後も、県の予算措置は必要不可欠である。

予算措置の方法は、法人の中期計画に基づくことになることから、交付金等の算定方法についてルール化する必要がある。

予算化の方法としては、次のものが考えられるが、各大学の規模・特性を考慮し、また大学業務の確実な実施の視点のみならず効率的・弾力的な執行の実現の視点からも検討する必要がある。

①中期計画において、計画期間中の予算措置の総額を定めて債務負担行為として予算に計上し、各年度の予算編成においてこれを具体化する。
②中期計画において、計画期間中の予算額確定のためのルールを定め、各年度の予算編成においてルールの具体的適用を実現する。

また、法人化後の安定的な施設整備の観点から、施設の整備計画・修繕計画等を基礎とした予算措置については、国における独立行政法人で措置されている「施設費」と同様な措置が必要である。

（収入源）

収入源の種類には、運営費交付金・事業収入・その他の収入がある。

運営費交付金は、事業運営のための財源として県から公立大学法人に交付されるもので、これは使途を特定するものではなく、「渡しきり」の交付金とされているので、法人は、弾力的、効率的、かつ迅速な執行が可能になる。また、事業年度内に事業が完了できなかったなど執行できなかったときには、中期目標の期間内であれば、法人の裁量により翌年度に繰り越して執行することができる。また、中期目標期間終了時に執行残が生じたときについて、法人の経営努力により発生したと認められるものについては、次の中期目標期間に繰り越すことができるなど、法人にインセンティブを与えるような制度となっている。

事業収入には、学生納付金（入学検定料、入学料、授業料等）、附属病院収入のほか施設使用料等がある。あらかじめ、知事の認可を受けた料金の上限の範囲内であれば、自由に料金を設定することができる。これらの認可をするに当たっては、教育の機会均等、大学の自主自律性の向上と地域貢献に配慮しつつ、運営費交付金の算定に反映させることを考慮に入れることが必要である。

その他の収入としては、科学研究費補助金ほか各種補助金、各種寄附金、特許実施料等収入、共同研究・受託研究収入、政府系研究費補助金等（競争的資金）に措置される間接経費などが想定される。法人化後は、外部資金の導入の自由度が高くなるため、積極的に導入できる方策を講じるとともに、その経理区分については運営費交付金とは別にするなどして、大学の努力が報われるようなシステムを確立する必要がある。

（借入金等）

法人化後は、中期計画に定める短期借入金の限度額の範囲内で短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事情があるときは知事の認可を受け、限度額を超えることができる。また、地方独立行政法人は、地方公共団体（県）からの長期借入金はできるが、債権の発行はできない。

法人化後において、戦略的な運営を実現可能にしていくためにも、短期借入金及び県からの長期借入金の制度化を図る必要がある。

（余裕金の運用）

公立大学法人は、次の場合による以外は余裕金の運用が認められない。

①国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債権をいう）その他総務省令で定める有価証券の取得

②銀行その他総務省令で定める金融機関への預金又は郵便貯金

③信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

法人の確実な運営に資するためにも、的確な収支予測を可能とする資金管理体制の整備を図る必要がある。

（財産の処分等の制限）

法人化後は、知事の認可がなければ、条例で定める重要な財産を処分することができないこととなる。

Ⅶ　法人化後と現状の比較

法人化後（公立大学法人）と、現状（県立大学）のままの状態とを比べると、各項目において以下のような違いが認められる。

項　　目	法人化後（公立大学法人）	現状（県立大学）
組織全般	大学の自主性・自律性が高まり、機動的な大学運営が可能になるとともに、大学経営責任の明確化が期待できる。 既存の組織について見直しによる整理統合等が期待できるが、評価委員会等の新しい組織も必要となる。	大学の主体性には配慮されているが、一般の県機関と同様の規則等により一定の規制を受ける。 基本的に既存の組織による。
組織の意思決定	各組織の権限、責任の区分を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となる。	権限が教授会に集中しており、意思決定も各委員会、教授会を経るために時間を要する。
組織の透明性	積極的な情報公開に加え、内部の審議機関の設置や外部機関による評価等により、さらに透明性が高まる。	積極的な情報公開により透明性が高まる。
人事制度全般	地方独立行政法人法で定める基本的枠組みの範囲内であれば、法人独自に人事制度を創ることができ、職員数も定員管理の対象外となる。	地方公務員法等の枠内での任用形態や兼業・兼職の制限などを受けるほか、職員数は定員管理の対象となる。
職員の身分	非公務員となる。ただし、地方公務員等共済組合法、地方公務員災害補償法等の適用を受ける。	地方公務員法等が適用され、県の条例・規則において、公務員としての身分が規定されている。
目標・計画	法人が目指す目標、計画が、中期目標、中期計画、年度計画により明確になり、計画的な大学改革が図られる。	大学改革は行われているが、中長期にわたる明確な目標や計画が明示されていない。
評価	第三者機関である地方独立行政法人評価委員会が法人の業務について、教育・研究、地域貢献等など多方面から評価を行い、公表する。改善事項があれば、法人に対して、是正勧告が行われる。	教育・研究等に関する自己点検・評価、外部評価などが行われているが、評価結果をどう反映するかは、大学自身に任されている。
運営費	中期計画の範囲内という条件で、大学にかなりの裁量が認められる。また、民間手法を導入することで、効果的・効率的に運営することができる。	事業費の流用、繰り越しは、制限される。
財務の透明性	法の遵守により透明性が最大限確保される。また、バランスシート等による財政状況の把握が可能になる。	積極的に公開するとしても、客観性の担保が難しい。
財務会計システム	企業会計に沿ったシステムを法人が構築し、管理していかなければならない。	県の財務会計システムを使えるため、大学の負担は生じない。
自己収入	料金は、認められた上限の範囲内で自由に変更できる。	料金は、条例変更の県議会の議決を経なければ、変更設定ができない。

Ⅷ　法人化による効果

これまでに見てきた県立大学に関する法人化による効果について改めて整理すると、以下のようにまとめることができる。

１．組織・業務

・経営・教学双方の責任と権限の所在が明確になり、リーダーシップを発揮できる組織体制が確立される。

・役員会、審議機関等との機能分担により教授会の審議事項が精選され、重要事項に関して、より透明性の高い、迅速な意思決定が確保される。

・第三者の評価により、「目標→計画→評価→業務運営への反映」といった流れが確立され、大学運営の改善が図られる。

・学外から有識者や専門家を登用することで、幅広い視野から大学を運営することが可能となる。

→◇医科大学、会津大学

各大学における大学改革を推進する基盤の整備が図られる。

（上記４項目共通）

２．人事制度

・学内組織の機動的・弾力的な編成が可能となり、人的資源を有効に活用し得る体制となる。

→◇医科大学

教育研究、診療等の様々な部門において、円滑な人員配置が可能となる。

◇会津大学

先端的研究に対応できる教育研究体制を、柔軟に構築できる。

・兼職・兼業の規制緩和及び勤務形態・勤務時間管理の弾力化により、教職員の多彩な活動が可能となる。

→◇医科大学

地域の医療・看護のニーズに、より一層応えうる柔軟な勤務形態が可能になる。

◇会津大学

産学官連携、高大連携などの様々な地域貢献活動が円滑に行えるようになる。

・職員等が教員と連携協力して企画立案に参画し、専門職能集団としての機能を発揮することが可能となる。

→◇医科大学、会津大学

法人会計、法務、知的所有権管理等の様々な分野において、法人職員としての専門性が発揮される。

・独自に報酬・給与の基準を策定することとなり、業績給与制度の導入等も可能となる。
→◇医科大学、会津大学
教職員の意識改革、勤務意欲の向上につながるとともに、優秀な研究者等の採用が可能になる。

３．目標・評価

・明確な目標・計画の設定により、知の創造拠点としての役割がより明らかになり、県立大学の果たすべき使命等の実現に資するとともに、学生にとって魅力ある大学づくりが推進される。
→◇医科大学
大学の教育、研究、診療の方向性を打ち出すことで、医療・保健・福祉に関する教育・研究等において、厳しい競争環境に勝ち抜く力をより一層強化することができるとともに、本県の医療水準の向上と県民の健康増進に寄与できる。
◇会津大学
大学の教育研究活動等の方向性をアピールすることで、学術研究活動等において、国内外の大学と競合する力をより一層強化することができるとともに、新規産業創出等更なる地域貢献が期待できる。
◇会津大学短期大学部
目標・計画への明確な位置付けにより、より一層、スキルアップやリカレントなど多種多様なニーズに応じた生涯学習機会を提供することができる。
・中期にわたる企業等との共同研究などへ取り組みやすい環境が実現される。
→◇医科大学
中期的な視点に立って、医療技術等の産学共同研究などを推進することができる。
◇会津大学
中期的な目標等が明確になることにより、教員の教育研究活動等の活性化が図られ、県内外の企業等の共同研究・受託研究を推進し、地域と連携した生涯学習や初等中等教育等を一層支援することができる。
・第三者評価によって教育研究の質が向上し、競争的環境の醸成が図られる。
→◇医科大学
医療人を教育・育成し、同時に医療に関する研究機関として質的向上を図ることができる。
◇会津大学
コンピュータ科学者・技術者の養成機関として質的向上を図ることができる。

◇会津大学短期大学部

少人数制による短期大学教育機関としての質的向上、及び中堅技能者（栄養士、保育士、デザイナー、コンピュータプログラマーなど）の養成機関としての質的向上を図ることができる。

・目標、評価結果等の情報公開により、説明責任が果たされる。

→◇医科大学、会津大学

大学の教育研究等についての適切な情報を公開することにより、大学運営の透明性が確保されるとともに、県民から理解を得るための説明責任を果たすことができる。

４．財務会計制度

・使途が制限されない財源（運営費交付金）により、効率的な運営経費の執行が図られる。

→◇医科大学、会津大学

中期的な教育・研究活動にも柔軟な対応が可能となる。

・大学運営に経営的な感覚を導入できる。

→◇医科大学

医学部附属病院の経営分析が可能となり、経営の改善に資する。

◇会津大学

教員の意識改革を促し、外部資金の積極的な獲得が図られる。

・企業会計原則の導入により、経営面での課題や効率化が必要な点等の明確化と、説明責任の向上が図られる。

→◇医科大学

医学部附属病院の経営改善の目標や評価指標が明確に把握できる。

◇会津大学

民間企業との共同研究等による実績などの情報公開とあいまって大学に対する評価と信用が高まり、民間等からの外部資金の申し入れが促進することが考えられる。

・法人化後も設立団体からの継続的な支援と責任が確保される。

→◇医科大学、会津大学

県が設立する法人としての公的な活動が保障される。

Ⅸ　県立大学の法人化について

各県立大学は、少子化や学生ニーズの多様化、産学官連携の強化への要請等を背景とした大学間競争が激しさを増していく環境の中で生き残るため、教育研究活動を活性化し、能力・個性を最大限に発揮することを目指す時代の急速な変化を先取りした「大学改革」を積極的に推進をしていかなくてはならない。そのような中で、医療・看護職者の育成、地域医療・保健・福祉への協力・支援、コンピュータ科学者・技術者の育成、栄養士・保育士等の技能者の育成など、各県立大学に寄せられる県民の大きな期待に応え、地域との関わりの中で積極的な大学改革を行っていくためには、県の機関としての制約がはずれ自律的な大学運営が可能となる地方独立行政法人制度の導入が有効であると考えられる。

法人化を進めるに当たっては、教育研究に取り組む「大学」としての共通点も多い国立大学の法人化について検証するとともに、法人化の具体的な作業に際しては設置者と大学がさらに議論を深めて緊密な意思疎通を図ることが必要であり、その上で福島県にふさわしい県立大学の法人化について速やかに推進をしていくべきである。

また、県立大学が取り組むべき組織の再構築や各種の規制緩和等といった大学改革の中には、現行制度においても取組みが可能であるものも含まれるが、法人制度においては中期目標や中期計画の策定等が義務づけられるなど、法人化した場合の方が制度的に改革の実効性が担保されることになるとともに、法人化を契機とした総合的・効果的な大学改革の推進についても期待されるところである。

なお、法人化で期待される効果が十分に発揮されるためには、法人の設置団体である県は、制度運用面での大学の自主性・自律性への配慮と、大学に対する効果的で十分な支援をしていくこと、大学は自立に伴う責任にどう応えていくか、自らを律するルールや体制づくりが必要となることを忘れてはならない。

関係資料

ページ

１　各県立大学の理念等・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

２　地方独立行政法人法の概要（総務省資料）　・・・・３２

３　検討会議設置要綱等　・・・・・・・・・・・・・・・・３３

４　検討経過等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

各県立大学の理念等

○　県立医科大学

福島県立医科大学は、県民の保健・医療・福祉に貢献する医療人の教育及び育成を目的に設立された大学である。同時に、研究機関として不断の研究成果を広く世界に問いかけるという重要な使命を担っている。

もとより医療は、医学と看護学が共に手を携えて、すべてのひとのいのちと健康の問題に真摯に向き合い、その未来を拓く営為である。その基盤とすべきところは、個人の尊厳に対する深い配慮と、高い倫理性である。

福島県立医科大学は、以下に掲げることを本学の理念として、教育、研究及び医療を幅広く推進していくものとする。

１　ひとのいのちを尊び倫理性豊かな医療人を教育・育成する。
２　最新かつ高度な医学及び看護学を研究・創造する。
３　県民の基幹施設として全人的・統合的な医療を提供する。

○　会津大学

平成５年の会津大学の開学に当たって、本県の２１世紀の一層の発展と飛躍に向けて、次の５つの基本理念が掲げられた。

１　創造性豊かな人材の育成
２　国際社会への貢献
３　密度の高い教育・研究
４　地域特性を生かした特色ある教育・研究
５　福島県の産業・文化への貢献

また、併せて「to Advance Knowledge for Humanity」（人類の平和と繁栄に貢献する発見・発明を行うこと）を建学のスローガンとし、学問や科学技術の限りない進歩に貢献すること、そして、そのことを通して、新たな文明・文化を創造し、人類の平和と繁栄に寄与することを目指している。

○　会津大学短期大学部

短期大学部は産業情報学科（経営情報コース・デザイン情報コース）、食物栄養学科および社会福祉学科の３学科から成り、経営、デザイン、情報、食物栄養、福祉、保育など様々な分野において、次のような教育方針のもと、幅広い視野と自立した方法論を身につけた創造力のある人材の育成を目指している。

１　少人数教育の実践により、動機付けときめの細かい指導の実践。
２　幅広い視野を持った全人的な教育を行うため教養基礎科目の充実。

地方独立行政法人法について

制度創設の背景

【行政改革大綱（平成12年12月１日閣議決定）】
「国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する」

【構造改革推進のためのプログラム（平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定）】
【規制改革の推進に関する第２次答申（平成14年12月12日総合規制改革会議）】
「平成14年８月に公表した『地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書』を踏まえて、平成15年度中に、地方独立行政法人制度を創設する」

※規制改革の推進に関する第２次答申については、平成14年12月17日に「最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組む」旨が閣議決定

制度の基本理念

公共性　透明性　自主性

【自己責任】
・3～5年の中期目標、中期計画により計画的に業務を遂行
・第三者機関の評価委員会が定期的に評価・勧告
・中期目標期間終了時に、組織・業務の全般的見直し

【企業会計原則】
・発生主義、複式簿記等の企業会計的手法
・財務諸表の作成・公表
・使途が制限されない運営費交付金の交付

【ディスクロージャー】
・中期目標、中期計画、財務諸表、業務の実績、評価結果、給与基準等広汎な事項を積極に公開
・インターネット等幅広い公表手段を活用

【業績給与制】
・法人の実績、職員の業績を反映した給与の仕組み、法人が決定して地方公共団体に届出・公表

地方の特性に配慮した制度設

基本的仕組み

[議会の議決]

解散の場合も同様の手続を経て清算

地方独立行政法人	設立	設立団体	認可	認可権者
・試験研究機関・大学 ・公営企業　等を運営	←	都道府県・指定都市	↔ 認可	総　務　大　臣
		その他の市町村・特別区	↔ 認可	都道府県知事

そ の 他

○ 実績評価のほか、評価委員会の組織・業務については、地域の実情に応じ条例で柔軟に対応
○ 地方独立行政法人の対象業務は、現に国の独立行政法人が行っているものを勘案して、試験研究機関、大学、公営企業など一定のものに限定（大学、公営企業については特例を整備）
○ 出資は地方公共団体に限定
○ 中期目標の設定など一定の重要事項については、議会の議決を経ることにより地方公共団体として意思決定

県立大学法人制度等検討会議設置要綱

（設　置）
第１条　県立大学は、大学としての自立性を拡大し、自らの権限と責任において優れた教育や研究を展開するとともに、県立の大学としてさらなる地域への貢献を果たすことにより、県民の期待に応える大学として飛躍することが求められている。これを実現するための手段として、県の行政組織からは独立した「法人」としての運営の検討等をするため、県立大学法人制度等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　検討会議は、次に掲げる事項について協議する。
(1) 県立大学に関する法人制度について。
(2) 県立大学改革等の取組について。
(3) その他必要な事項に関すること。

（組　織）
第３条　検討会議は、別表１に掲げる者をもって構成する。
２　検討会議に議長及び副議長を置き、議長は副知事、副議長は出納長をもってあてる。

（会　議）
第４条　検討会議は、必要に応じて議長が招集する。
２　検討会議は、必要に応じて部会等によることができ、その場合の構成員等は議長が定める。

（幹事会）
第５条　検討会議に幹事会を置く。
２　幹事会は、別表２に掲げる参事等をもって構成する。
３　幹事会は、検討会議に付議する事案の調整を行うとともに、法人制度に関する実務的な事項等について協議調整する。
４　幹事会には幹事長を置き、幹事長は文書管財領域総括参事をもってあてる。
５　幹事長は、必要に応じて関係参事等に対して幹事会への出席を求めることができる。
６　幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。
７　幹事会には、具体的な調査検討等を行わせるため、必要に応じてプロジェクトチーム等を置くことができ、その場合の必要な事項は別に定める。

（庶　務）
第６条　検討会議の庶務は、文書管財領域県立大学グループにおいて処理する。

（補　則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附　則
この要綱は、平成１５年　４月１７日から施行する。
この要綱は、平成１５年１０月１４日から施行する。

別表１（第３条関係）

副知事	会津大学事務局長
出納長	企画調整部長
医科大学長	保健福祉部長
会津大学長	商工労働部長
総務部長	出納局長
医科大学事務局長	教育長

別表２（第５条関係）

財務領域総務予算グループ参事
人事領域行政経営グループ参事
人事領域人事グループ参事
文書管財領域総括参事
文書管財領域県立大学グループ参事
医科大学総務領域総務企画グループ参事
医科大学病院領域管理グループ参事
会津大学総務課長
地域づくり領域地域政策グループ参事
保健福祉総務領域総務企画グループ参事
商工総務領域総務企画グループ参事
出納局総務管理グループ参事
教育総務領域総務企画グループ参事

県立大学法人制度検討プロジェクトチーム設置要綱

（設　置）
第１条　県立大学法人制度等検討会議設置要綱第５条第７項の規定に基づき、県立大学に関する法人制度の具体的な調査検討等を行うため、別表１に掲げるプロジェクトチームを設置する。

（所掌事務）
第２条　プロジェクトチームは、次に掲げる事項について協議、検討をする。
(1) 県立大学の法人制度に関すること。（主に別表１に掲げる検討項目に関すること。）
(2) その他必要な事項に関すること。

（組　織）
第３条　プロジェクトチームは、別表１に掲げる関係組織の長が指名する者をもって構成する。
２　プロジェクトチームの座長は、文書管財領域県立大学グループ参事をもってあてる。

（会　議）
第４条　プロジェクトチームの会議は、必要に応じて座長が招集する。
２　プロジェクトチームの会議は、必要に応じて合同会議、あるいは分科会等によることができ、その場合の構成員等は座長が定める。
３　座長は、必要に応じて関係者等に対してプロジェクトチーム会議への出席を求めることができる。

（庶　務）
第５条　プロジェクトチームの庶務は、文書管財領域県立大学グループにおいて処理する。

（補　則）
第６条　この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成１５年　５月　８日から施行する。

別表１（第１条、第２条、第３条関係）

名　称	条例・組織検討プロジェクトチーム
関係組織	財務領域総務予算Ｇ、人事領域行政経営Ｇ、人事領域人事Ｇ、文書管財領域県立大学Ｇ、医科大学総務領域総務企画Ｇ、医科大学病院領域管理Ｇ、医科大学学生課、会津大学総務課、会津大学学生課、会津大学短期大学部事務室
検討項目	学内運営組織とその業務、及び任免方法、監事・学外役員・評議会の学外委員の選考方法、評価委員会、新たな条例及び関係諸規程　　など
名　称	人事制度検討プロジェクトチーム
関係組織	財務領域総務予算Ｇ、人事領域職員研修Ｇ、人事領域人事Ｇ、人事領域福利厚生Ｇ、人事領域給付Ｇ、文書管財領域県立大学Ｇ、教育庁教育総務領域福利厚生Ｇ、教育庁教育総務領域福利給付Ｇ、医科大学総務領域総務企画Ｇ、医科大学病院領域管理Ｇ、会津大学総務課、会津大学短期大学部事務室
検討項目	給与、退職金、社会保険、労働安全衛生、服務、就業規則、労使協定、人事交流　など
名　称	目標・計画検討プロジェクトチーム
関係組織	財務領域総務予算Ｇ、人事領域行政経営Ｇ、文書管財領域県立大学Ｇ、地域づくり領域地域政策Ｇ、保健福祉総務領域総務企画Ｇ、商工総務領域総務企画Ｇ、教育庁教育総務領域総務企画Ｇ、医科大学総務領域総務企画Ｇ、医科大学病院領域経営企画Ｇ、医科大学学生課、会津大学総務課、会津大学企画課、会津大学学生課、会津大学短期大学部事務室
検討項目	中期目標・中期計画・年度計画、評価方法　など
名　称	財政・会計制度検討プロジェクトチーム
関係組織	財務領域総務予算Ｇ、財務領域財政Ｇ、財務領域公有財産Ｇ、文書管財領域県立大学Ｇ、医科大学総務領域総務企画Ｇ、医科大学総務領域予算経理Ｇ、医科大学総務領域施設管理Ｇ、医科大学病院領域管理Ｇ、会津大学総務課、会津大学企画課、会津大学短期大学部事務室、出納局総務管理Ｇ、出納局審査指導Ｇ、出納局経理指導Ｇ
検討項目	運営交付金、承継財産、会計基準、会計電算システム、税金、保険　など

※Ｇはグループ。

「県立大学法人制度等検討会議」における検討の経過等

平成１５年

４月１７日　第１回検討会議の開催
・会議の設置、検討組織、検討項目について

５月　８日　第１回検討会議幹事会の開催
・第１回検討会議の結果について　・今後の進め方について
・地方独立行政法人法案について

５月　９日　第１回プロジェクトチーム会議（合同）の開催
・第１回検討会議の結果について　・今後の進め方について
・地方独立行政法人法案について

６月１７日　独立行政法人に関する研修会の開催（対象：プロジェクトチーム員）
・「地方独立行政法人化について」　　講師　公認会計士　植木　豊　氏

７月１６日　地方独立行政法人法の公布

９月１８日　第２回プロジェクトチーム会議（組織、人事）の開催
９月１９日　　　　　〃　　　　　　　（目標、財政）の開催
・地方独立行政法人法について　・検討項目について
・「まとめ（報告書)」（案）について

９月２４日　第２回検討会議幹事会の開催
・地方独立行政法人法について　・大学改革への取組みについて
・プロジェクトチームにおける検討状況等について

１０月１４日　第２回検討会議の開催
・各県立大学の改革の取組みについて　・県立大学の法人化について

１０月２７日　第３回プロジェクトチーム会議（目標）の開催
・県立大学法人制度等検討検討会議「まとめ（報告書)」（案）について
・目標・計画の基本的方向性について　・評価の基本的方向性について

１０月２７日　第３回検討会議幹事会の開催
・県立大学法人制度等検討検討会議「まとめ（報告書)」（案）について

１０月２９日　法人制度に係る教員との意見交換会の実施（会津大学）
１０月３０日　　　　　　〃　　　　　　　　　　（医科大学）
１０月３１日　　　　　　〃　　　　　　　　　　（会津大学短期大学部）

１１月　４日　第３回検討会議の開催
・県立大学法人制度等検討会議報告書の内容について

１１月１０日　第４回プロジェクトチーム会議（目標）の開催
・県立大学法人制度等検討検討会議報告書（案）について

１１月１４日　第４回検討会議幹事会の開催
・県立大学法人制度等検討検討会議報告書（案）について

１２月　１日　第４回検討会議の開催
・県立大学法人制度等検討検討会議報告書（案）について